

放課後児童クラブにおける利用料の状況

資料3

	精華町	木津川市	京田辺市	城陽市	宇治市
開所時間 (平日)	放課後～18:00	放課後～17:00	放課後～18:30	放課後～19:00	放課後～18:30
利用料	5,000円	6,000円 在籍2人目以降は半額	6,700円 在籍2人目以降は半額	7,600円	0円～8,900円の10区分 在籍2人目以降は半額
延長の時間	18:00～19:00	18:00～19:00	延長なし	延長なし	延長なし
延長料金	2,000円	100円/30分	—	—	—
利用料減免規定 (減免後の金額)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯：0円 ・保護者が災害又は疾病により負担能力を失ったと認められる場合：半額 ・ひとり親家庭等であり、かつ、市町村民税非課税世帯：半額 ・第2子以降：半額 	<ul style="list-style-type: none"> ・生保：0円 ・市民税非課税世帯：1,200円 ・所得税非課税世帯：3,700円 ・所得税が5万円未満の世帯：5,200円 ・所得税が10万円未満の世帯：6,200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・父子・母子家庭 生活保護世帯：0円 ・前年度分市町村民税非課税世帯：0円 ・前年分所得税非課税世帯：2,000円 ・前年分所得税額3万円未満世帯：4,000円 ・同一世帯で2人以上入所の第2子以降：3,800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護世帯、前年度の市町村民税非課税世帯のうち母子家庭・父子家庭の世帯、その他これに準じると認められる世帯について、利用料（協力金）の算定区分10とし、0円/月としている。